

令和5年第2回定例会
鉾田・大洗広域事務組合議会会議録

開会 令和5年10月25日

閉会 令和5年10月25日

鉾田・大洗広域事務組合議会

令和5年第2回鉾田・大洗広域事務組合議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年10月25日（水曜日） 午前9時53分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第8号 令和4年度鉾田・大洗広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第4 議案第9号 令和5年度鉾田・大洗広域事務組合一般会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（5名）

| | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 岩間勝栄議員 | 2番 | 井川茂樹議員 |
| 3番 | 亀山彰議員 | 4番 | 飯田英樹議員 |
| 5番 | 勝村勝一議員 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------------|----------|------------|----------|
| 管理者 | 岸田一夫 | 副管理者 | 國井豊 |
| 会計管理者 | 新堀和子 | 銚田市環境経済部長 | 鬼沢良一 |
| 銚田市生活環境課長 | 富田茂 | 銚田市廃棄物対策係長 | 出村智明 |
| 大洗町生活環境課長 | 大川文男 | 大洗町生活環境係長 | 篠原宏治 |
| 事務局長 | 舟橋正人（兼務） | 事務局長補佐 | 大嶋克弘（兼務） |
| 事務局長補佐兼 施設整備係長 | 大川洋一（兼務） | 総務係長 | 石橋知之（兼務） |
| 施設整備係長 | 土田秀樹（兼務） | 総務係長 | 小野瀬匡（兼務） |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------|----------|-------|----------|
| 書記長 | 舟橋正人（兼務） | 書記長補佐 | 大嶋克弘（兼務） |
| 書記長補佐 | 大川洋一（兼務） | 書記 | 石橋知之（兼務） |
| 書記 | 土田秀樹（兼務） | 書記 | 小野瀬匡（兼務） |

開会 午前9時53分

◎開会及び開議の宣告

○井川茂樹議長 ただいまの出席議員は5名であります。

定足数に達しておりますので、これより、令和5年第2回銚田・大洗広域事務組合議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

なお、発言等につきましては、自席でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎管理者挨拶

○井川茂樹議長 それでは、管理者より議会招集の挨拶をお願いいたします。

○岸田一夫管理者 議員の皆様におかれましては、議会全員協議会に続きまして、令和5年第2回銚田・大洗広域事務組合議会定例会へのご出席、誠にありがとうございます。

本定例会におきましては、令和4年度銚田・大洗広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について並びに令和5年度銚田・大洗広域事務組合一般会計補正予算（第2号）の2件につきまして、議決を求めるものでございます。

提出議案の内容につきましては、この後、事務局長からご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

◎諸般の報告

○井川茂樹議長 ありがとうございます。

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

本日の議事日程及び執行部の出席者名簿をお手元に配付いたしました。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○井川茂樹議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第94条の規定により、3番 亀山彰議員、4番 飯田英樹議員を指名いたします。

◎会期の決定

○井川茂樹議長 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○井川茂樹議長 日程第3、議案第8号 令和4年度銚田・大洗広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。舟橋事務局長。

○舟橋正人事務局長 それでは、議案第8号 令和4年度銚田・大洗広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、提案の理由をご説明申し上げます。

お配りいたしました令和4年度銚田・大洗広域事務組合決算書をご用意いたします。

初めに、歳入決算についてご説明申し上げます。

決算書の2ページ及び3ページをご覧ください。

歳入合計でございますが、予算現額2億4,615万3,000円に対し、収入済額2億4,295万1,997円となっております。

収入済額の内訳でございますが、1款分担金及び負担金は1億8,515万7,049円で、銚田・大洗広域事務組合負担金条例に基づく構成市町からの負担金となっております。

2款国庫支出金でございますが、国からの循環型社会形成推進交付金の年度間調整に伴いまして、令和3年度に前倒しで受け入れた交付金により令和4年度交付金対象事業が実施できたため、令和4年度の交付金の受け入れはありませんでした。

続きまして、6款繰越金は5,269万3,239円で、令和3年度決算に伴う剰余金となっており、うち3,231万3,000円は、循環型社会形成推進交付金の年度間調整に伴う前倒し交付分となっております。

7款諸収入は1,709円、8款組合債は510万円で、一般廃棄物処理事業債となっております。

続きまして、歳出決算についてご説明申し上げます。

4 ページ、5 ページをお開き願います。

歳出合計でございますが、予算現額 2 億4,615万3,000円に対し、支出済額が 1 億7,999万3,351 円、翌年度繰越額が4,633万4,000円となっております。

また、不用額は1,982万5,649円となっております。主な要因としましては、派遣職員の人件費負担金の精算や施設建設費における委託料及び工事請負費の入札差金によるものでございます。

次に、支出済額の内訳でございますが、1 款議会費は39万7,197円で、組合議会の運営費となっております。

2 款総務費は6,383万5,424円で、派遣職員に係る人件費負担金や組合事務局の運営費などの総務管理費が6,370万2,190円、監査委員費が13万3,234円となっております。

3 款衛生費は 1 億1,466万6,430円で、新ごみ処理施設整備に係る委託料や公有財産購入費等となっております。

なお、翌年度繰越額4,633万4,000円でございますが、新ごみ処理施設整備・運営に係る事業者選定等支援業務並びに搬入路及び関連駐車場整備業務等を翌年度へ繰り越すものでございます。

4 款公債費は 3 万9,300円で、長期債の利子償還に要する経費となっております。

5 款諸支出金は105万5,000円で、財政調整基金への積立金となっております。

続きまして、収支についてご説明申し上げます。

16ページをご覧ください。

令和 4 年度決算額は、実質収支に関する調書に記載のとおり、歳入総額が 2 億4,295万2,000円、歳出総額が 1 億7,999万3,000円となり、歳入歳出差引額、形式収支でございますが6,295万9,000 円となっております。このうち翌年度へ繰り越すべき財源4,633万4,000円を除いた実質収支額は、1,662万5,000円となっております。

なお、歳入歳出決算の事項別明細につきましては 8 ページから15ページまで、財産に関する調書につきましては17ページ及び18ページに記載したとおりとなっておりますので、ご参照いただきたいと思っております。

続きまして、施設整備事業の成果についてご説明申し上げます。

お配りしました令和 4 年度決算資料をご用意願います。

令和 4 年度におきましては、新ごみ処理施設における処理方式や事業方式を決定するとともに、建設地造成工事の実施設設計、搬入路用地及び関連駐車場用地の取得、施設整備基本計画の策定や各種調査業務に取り組んできたところでございます。

初めに、施設整備に関する予算の執行状況についてご説明申し上げます。

1 ページ及び3 ページをご覧ください。

令和 4 年度におきましては、造成工事实施設設計業務や搬入路及び関連駐車場整備に係る測量、設計業務等のほか、令和 3 年度から実施している施設整備・運営に係る事業者選定等支援業務や生活環境影響調査などの各種調査業務を委託しており、委託料としまして、令和 3 年度からの繰

越分を含めた支出済額が8,648万5,090円、令和5年度への繰越額が4,090万円となっております。

また、1ページ下段の工事請負費につきましては、関連駐車場整備に係る廃家屋解体工事に着手しておりますが、予算の執行は、令和5年度に繰り越しております。

2ページをご覧ください。

搬入路及び関連駐車場整備に係る公有財産購入費が2,031万2,050円、補償金が755万7,000円となっております。

なお、購入した土地の一覧につきましては、9ページに記載したとおりとなっており、搬入路及び関連駐車場用地としまして、計12筆、公簿地積で4,535.69平方メートルを取得しております。

4ページから8ページをご覧ください。

委託業務及び工事の執行でございますが、これらのうち9つは複数年度にわたる業務となっており、債務負担行為、繰越明許費を設定しております。

なお、契約内容などの詳細につきましては、記載のとおりとなっております。

以上、議案第8号の説明を終わります。

○井川茂樹議長 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員から決算審査の報告を求めます。飯田英樹監査委員。

○飯田英樹監査委員 それでは、監査委員を代表いたしましてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、8月28日に実施いたしました令和4年度鉾田・大洗広域事務組合一般会計歳入歳出決算に係る審査の結果及び意見について、その概要を申し上げます。

初めに、審査の結果について申し上げます。

お手元の審査意見書の1ページをご覧ください。

審査の手続ですが、決算その他関係書類について、関係諸帳簿等と照合するとともに、関係職員から説明を聴取したほか、定期監査及び例月出納検査の結果も踏まえて実施いたしました。その結果、決算の計数は正確であり、予算の執行も適正に処理されているものと認められました。

次に、審査の意見について申し上げます。2ページをご覧ください。

令和4年度は、建設地造成工事の実施設計、搬入路用地及び関連駐車場用地の取得、施設整備基本計画の策定、生活環境影響調査などの各種調査業務を実施したところであります。

令和4年度一般会計の決算は、歳入額が2億4,295万1,997円、歳出額が1億7,999万3,351円で、歳入歳出差引額は6,295万8,646円となりました。この歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源4,633万4,000円を差し引いた実質収支額は、1,662万4,646円の黒字となりました。

令和4年度における予算執行は、適正に行われていたところでありますが、新ごみ処理施設の建設及び運営については、総合評価一般競争入札により発注し、事業者を選定することから、施設の性能、機能の向上、総合的なコスト縮減、環境対策などが効率的かつ適切に図られるよう、新ごみ処理施設事業者選定委員会と連携し、中立かつ公正な審査、評価を確保するとともに、事業の進捗管理の強化に努められますようお願いいたします。

また、今後とも、鉾田市及び大洗町における持続可能な廃棄物の適正処理の確保及び循環型のまちづくりに向けて事業を推進されますようお願いいたします。

審査の結果及び意見の概要につきましては以上ですが、詳細につきましては、お手元の審査意見書のとおりであります。

以上で、令和4年度鉾田・大洗広域事務組合一般会計歳入歳出決算の審査の結果及び意見の報告を終わります。以上です。

○井川茂樹議長 決算審査の報告が終わりました。

議案第8号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。亀山議員。

○3番 亀山彰議員 私の方から何点かお伺いさせていただきます。

分かりやすいように、令和4年度決算資料1ページをご覧ください。

衛生費、失礼いたしました、衛生費の委託料。

まず1点目が、新ごみ処理施設搬入路整備に伴う鉾田市道旭0101号線一部払下げ等業務委託料についてお伺いいたします。組合に市道を払い下げるのか、どのような形にして払い下げた市道をそのまま組合の持ち物として今後使うのかについてお伺いいたします。

2点目、中段から下の段ですね、下から3段目、井水等水質調査業務委託料についてお伺いいたします。1日70トン程度水を使うということで、井戸水を調査したということなんですが、結果どのようなになったのか。井戸水の検査の結果、水量、そして水質的に今後どのように利用できるようになったか、その検査結果についてお尋ねいたします。

3点目、決算書13ページですね、先ほど監査報告いただきました最下段、監査委員費なんですが、13万2,000円と非常に小さな金額であります。この議会、総予算が2億4000万と予算額からすれば妥当な金額なのかなと思います。今後ますますこの予算規模が大きくなる組合だと思っております。今後ですね、この今の監査体制、外部から入れず議員の中の選出で本当に監査し切れるのかどうか。また、最上段のように議会費のほうも現在少額であります。今5名の議員、そして監査が2人、議長が1人、この状態の中で正常に議会チェックが効くのかどうか、非常に組合設立の当時から甚だ疑問であります。この辺について、組合長どのようにお考えしているのか、お尋ね申し上げます。以上3点、お尋ねいたします。

○井川茂樹議長 1点目につきましては、大嶋事務局長補佐のほうから答弁願います。大嶋事務局長補佐。

○大嶋克弘事務局長補佐 お答えさせていただきます。

1点目の新ごみ処理施設搬入路整備に伴う鉾田市道旭0101号線一部払下げ等業務委託料に関しまして、こちらは鉾田市から市道を廃道した部分ですね、鉾田市が廃道した部分を組合が払下げを受けまして、その土地を搬入路に係る土地の所有者と交換したということです。それは地権者からの要望もあり、それを実現するような形で行いました。以上でございます。

○井川茂樹議長 亀山議員。

○3番 亀山彰議員 地権者の要望で払下げして引き受けたということなのですが、今後、その道路は、組合の道路になるのかどうか、それとも鉾田市にまた寄附をして、鉾田市道になるのかどうか、その取扱いについてお尋ねいたします。

○井川茂樹議長 大嶋事務局長補佐。

○大嶋克弘事務局長補佐 新ごみ処理施設の搬入路につきましては、竣工後、鉾田市の土地につきましては鉾田市道、大洗町の土地につきましては大洗町道として認定していくような段取りにはなっておりますが、時期等につきましては、両市町との足並みをそろえるような形になろうかと思っておりますので、今後詰めながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

○井川茂樹議長 亀山議員。最後の質問になりますので。

○3番 亀山彰議員 要望といいますか、あの辺はちょうど郡境、町村境でもありますので、住んでる方々も非常に生活道路になってますので気にしております。きちんとですね、早めにどういった流れでいくのか、そしてやっていくのかということを明記いただいて、大洗町さんの道路に今水道管も走っているようでありますから、その辺いろいろ複雑に絡み合っている地域ですので、せっかく一緒に事業をしていくわけですから、きれいな形で進めていただきたいと思います。

○井川茂樹議長 次の質問に対して答弁願います。土田施設整備係長。

○土田秀樹施設整備係長 それではですね、新ごみ処理施設整備に係る井水等水質調査についての質問にお答えいたします。

まず水質なんですけど、今回の調査におきましては、水道法第4条に基づく水質検査の51項目、また、地下水の水質汚濁に係る環境基準水質検査28項目、シリカ、ダイオキシン類の調査をしております。その結果をもとにですね、今回事業に参加している事業者のほうに提出をしております、内容的には水質には問題ないということで結果が出ております。水量に関しましても、今回計画している量と比べまして問題ないというような結果が出ております。以上となります。

○井川茂樹議長 亀山議員。

○3番 亀山彰議員 この51項目、28項目、これだと通常ですと3万円程度で水質検査できる範囲だと思うんですが、これ49万と随分高額な支出をしているのですが、これ1か所だけ調べたんですか。この水量も水も、今現在、大洗、水戸、鉾田で環境組合を運営しています。その水源もですね、今後、ごみ処理場がなくなれば使えるのかなと思うんですが、どのように扱っているのか。また、なぜこんなに1か所の水質だけでこんなに高価にかかるのか、そこについてお尋ねいたします。

○井川茂樹議長 土田施設整備係長。

○土田秀樹施設整備係長 再度の質問にお答えいたします。

今回の井水調査に関しましては、新たなごみ処理施設の整備に関する用水といたしまして、基本といたしましては、今、環境組合のごみ処理施設で使っております水、こちら原子力機構の夏海湖の水を使わせていただいているんですけど、そちらのほうを使うと。あくまで今回の施設に関しては、後継施設というような立ち位置もありますので、そちらを使わせていただくということで、原

子力機構とも協議をしまして、了解をいただいているところでございます。

今回の金額に関しましては、まず、夏海湖の水を第一に使うということと、もう一つ、原子力機構のほうでですね、深井戸を持っておりまして、こちら環境組合のほうで使っているというようなこともございますので、夏海湖の水が仮に使えなくなった場合、そちらの井戸水を緊急用として使わせていただきたいというようなお話を、了解をいただいているところでございます。よつてですね、夏海湖の湖水とあと深井戸の井水、こちら2か所の調査をしているところでございます。

業務委託料に関しましては、何が一番高いかと申しますと、ダイオキシン類の調査というのはかなり高額になっておりまして、それが、すみません、見積額についてはちょっと手元にないんであれなんですけど、そちらがかなり費用かかっているというところでございます。

水量に関しましては、夏海湖の水に関しましては機構さんとの調整のもと、水の量は十分確保できるというようなお話をいただいております、深井戸のほうも日量650トン出るということでございますので、今使っているし尿と併せて新たにごみ処理施設ができた場合でも、水量は十分確保できるというようなことを原子力機構のほうから了解をいただいているところでございます。以上です。

○井川茂樹議長 亀山議員。3回目です。

○3番 亀山彰議員 2か所を調査したという理解でよろしいでしょうか。バックアップ部分みてるので、水量が十分だという解釈でいいのかなと思うんですが、それでよろしいのかどうか。ほかに水源が必要なのかどうかについても。今現在の処理場は夏海湖と原研の井戸水と、井戸水がバックアップ用ですと、今後もそれを継続していくという理解でよろしいでしょうか。

○井川茂樹議長 土田施設整備係長。

○土田秀樹施設整備係長 再度の質問にお答えします。

基本ですね、もし仮に原子力機構のほうで何かあった場合を想定しまして、鉾田市の水道のほうを引き込むことで考えております。基本、生活用水に関しましては水道用水を使って、なおかつそういった緊急時を考慮しまして水道水も使えるような、そういった形で整備しようというふうに考えております。以上です。

○井川茂樹議長 よろしいですか。

○3番 亀山彰議員 はい。

○井川茂樹議長 他に質問ありませんか。

○3番 亀山彰議員 3つ目まだ。

○井川茂樹議長 3つ目の答弁を願います。舟橋事務局長。

○舟橋正人事務局長 それでは、監査委員制度についての根拠というか、議員選出が2名になっているというような状況について説明させていただきたいと思っております。

当組合におきましては、監査委員及び選任につきましては、地方自治法の規定に基づいて、これらを一部署事務組合の規約で定めるということになっております。当組合におきましては、関連組合

である大洗、鉾田、水戸環境組合や当組合の構成団体が属している鹿行広域事務組合の規約の内容を踏まえて、組合規約の第10条に、監査委員の人数を2名、選任方法を組合議会の同意を得て管理者が組合議員のうちから選任するというふうに定めているというところから、今の2名の議員を選出しているというような状況があります。

あと、今後ですね、事業が大分膨らんできて、その監査制度というんですかね、そういったものが、なお重要になるんじゃないかなというお話だったと思いますけれども、各議員からですね、選出しているという状況なんですけれども、行政の監視とかチェック機能を担っていただいている議員さんにですね、幅広い視点で監査が実施できるというようなメリットがあるのではないかなというふうに考えて今の選任方法としております。以上でございます。

○井川茂樹議長 亀山議員。

○3番 亀山彰議員 もちろん議長も経験した、今回はですね、経験したお二人が監査委員ということで、幅広い知見は疑うところはないと思うんですが。誰もが経験していない、新しい鉾田市にとっての新設は何十年ぶりに行われている。実際ここにいる方々誰も経験していない事業だと思います。その中で本当にチェック機能を果たせるのか。私自身も議員に選出されて学ばせていただいているんですが、本当にこの少人数でチェックし切れるのか。そして、自分たちで審査しながら、自分たちの監査をするということが本当に正しいのか、非常に疑問に思っております。

管理者、そして副管理者も今同席されておりますが、非常に責任感を持って事業を進めていただいているとは思いますが、何しろここまで来る間の、我々市会議員であっても、ほとんど情報が出ておりません。議会議員になって初めて分かることも多数あります。非常に恥ずかしい話ですが、鉾田市においてはですね、議会の承認もいらないというような組合の職員もあった、そんな発言も過去にあったほどであります。非常に心配しております。私の経験の中で一番大きな事業でありますので、いろんな角度からチェックするために多くの人で人間でチェックすべきというふうに考えておりますので、管理者の考えをお尋ねいたします。

○井川茂樹議長 岸田管理者。

○岸田一夫管理者 それでは、答弁申し上げます。

まずですね、その規模的なもの、またそれに対応するニーズなのか、またその議員以外の方と、先ほど局長が申したとおりですね、そういう状況です。ただ、私が今、進捗状況におきましては、物もそうですけれども、私の大好きな言葉は、量より質ということが大好きでございますので、今のところ変えることはございません。これはやはり、各、鉾田、大洗から選出されている議員の皆様方のすばらしい識見をもって、今後進めていきたいと現在思っているところでございます。ご理解のほどよろしく願いいたします。以上です。

○井川茂樹議長 亀山議員。

○3番 亀山彰議員 これは質問ではないんですが、管理者に理解していただきたいのは、量より質、本当にももちろんそれは大切な、そういう理解をいただくのはありがたいと思っておりますが、当初

200億でできる事業が、物価高とは言いながらも、いつの間にか300億、400億といろいろうわさをされております。非常に市民も議員も心配しております。ですからこそ、情報公開は必要だと思いますし、いろんな角度の意見が必要だと思いますので、ぜひ今後、ご検討いただきたいと思います。以上です。

○井川茂樹議長 答弁はよろしいですか。

○3番 亀山彰議員 はい。

○井川茂樹議長 以上でよろしいですか。

○3番 亀山彰議員 はい。

○井川茂樹議長 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

議案第8号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。議案第8号 令和4年度銚田・大洗広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり認定されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○井川茂樹議長 日程第4、議案第9号 令和5年度銚田・大洗広域事務組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。舟橋事務局長。

○舟橋正人事務局長 それでは、議案第9号 令和5年度銚田・大洗広域事務組合一般会計補正予算（第2号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

令和5年度一般会計補正予算（第2号）でございますが、歳入予算につきましては、令和4年度決算に伴い、剰余金が生じたことにより、繰越金を増額するものでございます。

歳出予算におきましては、令和4年度決算に伴う地方財政法の規定に基づく基金への積立金、事務費及び施設建設費の増額のほか、予備費を増額し、収支均衡を図るものでございます。

議案書の2ページ、3ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,570万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,570万5,000円とするものでございます。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

6款1項1目1節の繰越金におきましては、令和4年度決算に伴う前年度繰越金1,570万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

2款1項1目の一般管理費でございますが、17節の備品購入費におきまして、事務機器を購入するため、10万円を増額するものでございます。

3款1項1目の施設建設費でございますが、搬入路等整備工事に伴い、12節の委託料におきまして、水道管布設工事実施設計委託料として220万円、18節の負担金補助及び交付金におきまして、電柱移設等負担金として550万円をそれぞれ増額するものでございます。

8ページをご覧ください。

5款1項1目の財政調整基金でございますが、24節の積立金におきまして、地方財政法第7条の規定に基づき、財政調整基金積立金を765万円増額するものでございます。

6款1項1目の予備費でございますが、28節の予備費におきまして、歳入歳出予算の収支均衡を図るため、25万1,000円を増額するものでございます。

以上、議案第9号の説明を終わります。

○井川茂樹議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第9号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。勝村議員。

○5番 勝村勝一議員 7ページの負担金、電柱移設ということで何本移設しますか。550万、結構大きな金額なんだよね。ちょっとお尋ねしますけども。

○井川茂樹議長 舟橋事務局長。

○舟橋正人事務局長 お答えします。

電柱ですね、搬入路の拡張部分に5本立っておりまして、1本110万円ということで550万円の予算を計上しております。

○井川茂樹議長 勝村議員。

○5番 勝村勝一議員 ありがとうございます。

1本110万円、そんなにかかるんですか。新しい電柱と取り替えるわけ。今の電柱をそのまま移設するのか、どうなんですかね。そこら辺のところちょっと詳しくお尋ねします。

○井川茂樹議長 舟橋事務局長。

○舟橋正人事務局長 お答えしたいと思います。

大体50万円から100万円くらいだというちょっとお話は聞いておりまして、今のところ、東電のほうで負担金がどのくらいかかるかというのは、実際、未確認というか見積りがちょっと来てない状況もございます。そういった中で、早めに予算立てをしたいということもございましたので、最大

が550万円ということで計上させていただいております。

○井川茂樹議長 勝村議員。

○5番 勝村勝一議員 局長、ありがとうございます。

東電の電柱なので、東電さんからの負担金は出ないんですか。まるまるうちの組合で5本分、全額だと550万円かかるということで1本110万ということなんですが、東電の方からの負担金というのはないんですか。

○井川茂樹議長 舟橋事務局長。

○舟橋正人事務局長 お答えします。

道路の拡幅等に伴いまして移設する場合には、当事者負担ということになっておりますので、東電のほうからの負担金というか、そういったものはないというふうに聞いております。以上でございます。

○井川茂樹議長 他に質疑ありませんか。亀山議員。

○3番 亀山彰議員 私のほうからも衛生費の委託料、負担金についてお尋ねいたします。

まず委託料、これ水道の設計だと思んですが、先ほど質疑の中で、バックアップのバックアップで水道水を入れるというお話で、非常にバックアップのバックアップまでみて想定をしていいなとは思いますが。また、先ほどの負担金の電柱のお話もそうですが、やらなければいけないというのは非常に理解はするんですが、管理者、道路の発注、前回議会でもご報告があり認めております。道路を発注してから、進入路を発注してから今ごろ議案提出、いかがなものでしょうか。本当に工期中に終わるのでしょうか。発注を受けた業者も今、電柱の移設、そして情報ボックスの移設が進まないのを受注はしたけど着工できない、そういう形が今現在行われております。これを異常だと思いませんか。水が必要だということ、今答弁の中で、生活水に水道水、鉾田の水道水を使うというお話をされておりました。設備をするのに、生活する水は最初から必要じゃないんですか。道路を拡幅するのに、電柱の移設、しかも今回は国道も絡みます。国道の掘り返し規制があって、3年間いじれませんよという話はよくあります。でも、これはいろんな例ですぐ掘れる場合もあるかもしれませんが、一般的には3年掘り返しができない。そういった状況の中で、今ごろこの議案提出、何を管理していたんでしょうか。お尋ねいたします。

○井川茂樹議長 大嶋事務局長補佐。

○大嶋克弘事務局長補佐 お答えします。

当初、令和5年度中に搬入路整備工事を発注し、令和6年度以降、水道管を布設するというような計画で鉾田市の水道課のほうと協議を進めてまいりました。その間、国交省とも協議をしてきたわけですが、今、議員がおっしゃるとおり、搬入路の整備工事後、再度掘るとなれば、3年間経過しなければ新たな掘削の許可は出せませんということが最近になって分かりまして、そういったことから、こちらで発注しなければならない、今現在、搬入路工事を実施しておりますので、それに併せて発注することで、経費削減であったり、そういったものを実施したいと思い、今回の補正に

計上させていただきました。不慣れで、誠に申し訳ございませんでした。以上となります。

○井川茂樹議長 亀山議員。

○3番 亀山彰議員 大嶋さんが謝罪することではないと思うんですよね。これはやはり組織としてきちんと管理していく。これ環境部長、他人事じゃありませんからね。本来の責任は環境部長にあるわけですから。この事実を環境部長はどういうふうにこれまで指導していたのか。環境部長はこれまでもいろいろ各部署で経験しておりますから、掘り返し規制等、熟知しておられたと思います。まして、発注してからこういう補正予算を出す。建設業者困っちゃうんじゃないんですか。せっかく受注しても工事着工できない。この状態が続いて、これ今、設計を委託して、入札をして、設計が出来上がって、入札をやって工事発注という形になると思います。今、コストダウンのために、コストカットするために道路改良中にやるということは、道路改良を、まさしく道路をめくって砕石を入れる前に水道管を入れるんだと思うんですけど、これ、それまでずっと工事がストップということになるのか。そうすると、今の工事発注者、道路工事発注していますが、いつ完成するんですか、工期内に終わるのか。そこも含めてお尋ねいたします。

○井川茂樹議長 大嶋事務局長補佐。

○大嶋克弘事務局長補佐 再度の質問にお答えいたします。

水道管の布設は、議員がおっしゃるとおり、早急に実施設計を発注しまして、工事発注につなげていきたいと思っております。水道管の工事につきましては、年度内を目指してまいります。現在発注し、受注を受けている建設業者との協議調整を図りながら進めていきたいと考えております。以上でございます。

○井川茂樹議長 亀山議員。

○3番 亀山彰議員 環境経済部長、これまでどのように組合の方々と協議をしていたのか、そこについて最後お尋ねいたします。

○井川茂樹議長 環境経済部長。

○鬼沢良一銚田市環境経済部長 今、亀山議員のほうから質問がございましたけども、銚田市としましては、事業の概要についてはお伺いして、いろいろ協議はしておりましたけども、今回、工事内容等については、なかなかそこまで踏み込んだ協議というのはしてこなかったというのが実情でございます。

このことを踏まえまして、細心の注意を払いながら、事業が円滑に進むように努力していきたいと思っております。以上となります。

○井川茂樹議長 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

議案第9号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。議案第9号 令和5年度銚田・大洗広域事務組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○井川茂樹議長 以上で、本定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第2回銚田・大洗広域事務組合議会定例会を閉会といたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 井 川 茂 樹

署 名 議 員 亀 山 彰

署 名 議 員 飯 田 英 樹